

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十二月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

<p>、ら 1067 年厚生労働省告示第百九十八号) 別表第一の1から326まで、平成十六 1188 11471103 、ま 1069 する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六 から 1156 で、1072 法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定 1190 か、1107、1079 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する まで、1158、1116、1083 及び 1204 で、1118、1086 及び 1206 1160、1121 から 管理医療機器及び一般医療機器(平成十六 及び 1162、11221090 及び 1208 1163、1126 で、 及び に掲げる高度管理医療機器 1172、11281093 及び から 11741129 から 11781135、1098 326 高度管理医療機器 まで、1131、1095、1099、11011066十六 11801139、1099、11841143、11011066十六 11851145 か、</p>	改 正 後
<p>、ら 1067 年厚生労働省告示第百九十八号) 別表第一の1から326まで、平成十六 1188 11471103 、ま 1069 する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六 から 1156 で、1072 法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定 1190 か、1107、1079 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する まで、1158、1116、1083 及び 1204 で、1118、1086 及び 1206 1160、1121 から 管理医療機器及び一般医療機器(平成十六 及び 1162、11221090 及び 1208 1163、1126 で、 及び に掲げる高度管理医療機器 1172、11281093 及び から 11741129 から 11781135、1098 326 高度管理医療機器 まで、1131、1095、1099、11011066十六 11801139、1099、11841143、11011066十六 11851145 か、</p>	改 正 前

(傍線部分は改正部分)